

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和元年7月16日 13時00分ごろ
発生場所	愛媛県新居浜市新居浜港 新居浜港沢津沖防波堤西灯台から真方位225° 110m付近 （概位 北緯33° 59.1′ 東経133° 17.4′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、新居浜港内を北北東進中、転覆した。 ミニボートは、同乗者が溺死し、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和元年8月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 2.60m×1.17m×0.40m、FRP ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 79歳 操縦免許 なし 同乗者 男性 78歳
死傷者等	死亡 1人（同乗者）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、操縦者及び同乗者が乗り、釣りをを行う目的で、令和元年7月16日09時00分ごろ国領川河口の釣り場に向けて新居浜市沢津漁港を出港した。 本船は、09時10分ごろ釣り場に到着し、操縦者が後部の板の上に座布団を敷いて船尾方を向いて座り、同乗者が前部において座面の高さ約32cm、背もたれの上端が約60cmの椅子に座布団を敷いて船首方を向いて座り、それぞれ釣りを開始した。 操縦者は、正午から小一時間釣りを行って餌がなくなったので、釣り竿を収め、船外機を起動して、西防波堤北端と沖防波堤西端の間に向けて、時速約5km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で北北東進した。

	<p>本船は、操縦者が、後部で身体を船尾方に向けて座り、時折、振り返って船首方を見ながら船外機を操作し、同乗者が前部の椅子に座っていたところ、13時00分ごろ突然、右舷側に傾斜して転覆し、操縦者及び同乗者が海上に投げ出された。</p> <p>操縦者は、逆さになった本船に両手でつかまっていたところ、同じくつかまっていた同乗者がうつ伏せになったので、危険を感じ、同乗者の横に移動し、同乗者を上に向かって抱いていたところ、地元漁船が気付いて来援したが、船上に上げられなかったため、降ろしてもらったロープにつかまっていたところ、巡視艇に救助された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、巡視艇で沢津漁港まで運ばれ、救急車で病院に搬送され、同乗者は溺水による死亡と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船(左舷側)、写真2 船外機、写真3 航行時の操縦者の状況(再現)、写真4 航行時の同乗者の状況(再現) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船体を2分割して軽トラックに積載することができるFRP製のミニボートで、2本のオールを両舷の舷側に固定し、船尾部に船外機を備え付けることができ、最大搭載人員2人の船舶検査及び小型船舶操縦士免許が不要な船舶であった。</p> <p>操縦者は、30数年前から、同乗者とゴムボートに乗って釣りをしており、ミニボートは、6～7年前、知人から譲り受けたものであった。</p> <p>操縦者は、転覆したとき、ちょうど船尾方に向いていたので、なぜ本船が傾斜したのか分からなかったが、ミニボートの安定性について、船側の外側に手を出して手を洗ったりしたらグラッと傾斜するので、本事故時、なんらかの拍子で同乗者の重心が右に移動した可能性があると思った。</p> <p>同乗者は、ミニボートの前部に椅子を置き、座布団を敷いて座ったら楽ではないかということで椅子に座るようにしていた。</p> <p>操縦者は、本事故当時、救命胴衣を着用しており、同乗者は、転覆した後、本船に両手でつかまった時には、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、新居浜港内において、操縦者が、後部で身体を船尾方に向けて座り、時折、振り返って船首方を見ながら船外機を操作し、同乗者が前部で椅子に座り、重心が高い状態で時速約5km/hで北北東進中、右に重心が移動したことから、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>

	<p>本船は、同乗者が椅子に座っていたことで重心が高く、復原性が小さくなっており、また、ガンネルの上縁が低いことから海水が入りやすく、乗船者の体重の移動などにより傾斜すると、浸水して転覆しやすい状態であったものと考えられる。</p> <p>同乗者の死因は、溺水であった。</p> <p>同乗者は、本船が転覆した際、海水を吸い込んで溺死した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、新居浜港内において、操縦者が、後部で身体を船尾方に向けて座り、時折、振り返って船首方を見ながら船外機を操作し、同乗者が前部で椅子に座り、重心が高い状態で時速約5km/hで北北東進中、右に重心が移動したため、右舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートに乗船する際には、椅子やクーラーボックスに座ったりして重心を高くしないこと。 ・操縦者は、できる限り進行方向に体を向けて操船すること。 ・ミニボートには、サイドフロートなどを取り付けて、復原性を増すことが望ましい。 ・救命胴衣は、確実に着用すること。

付図1 事故発生経過概略図

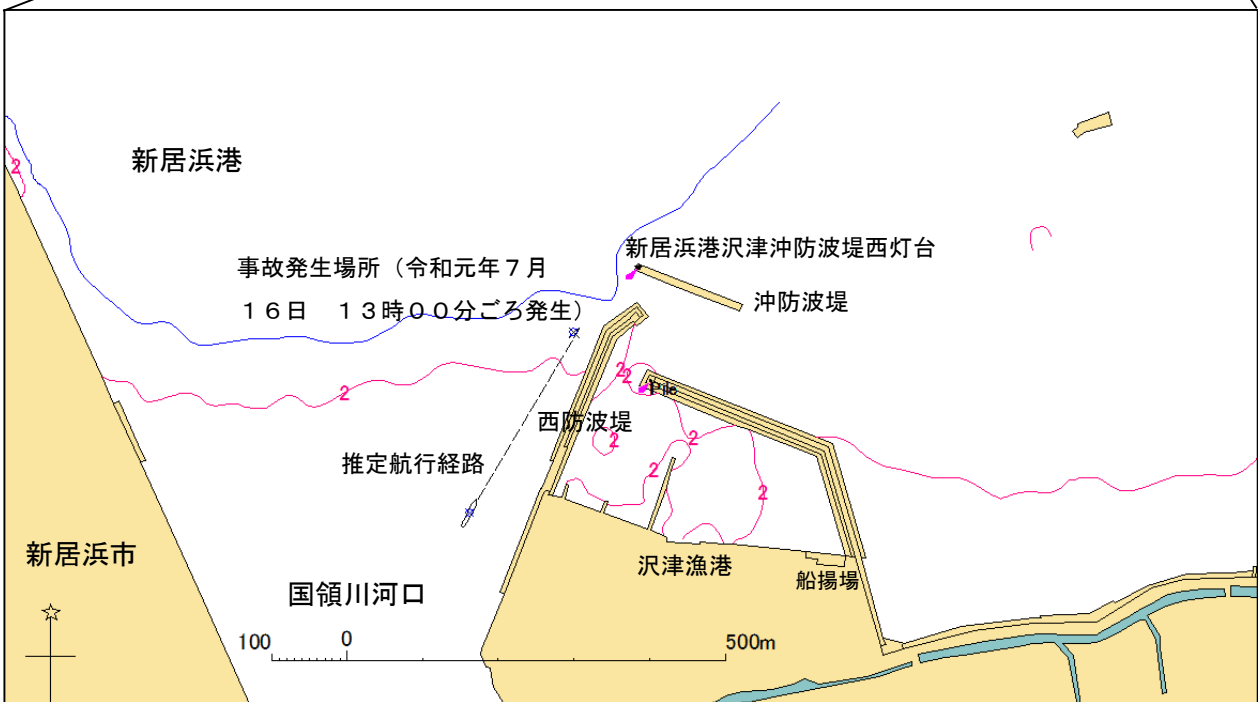
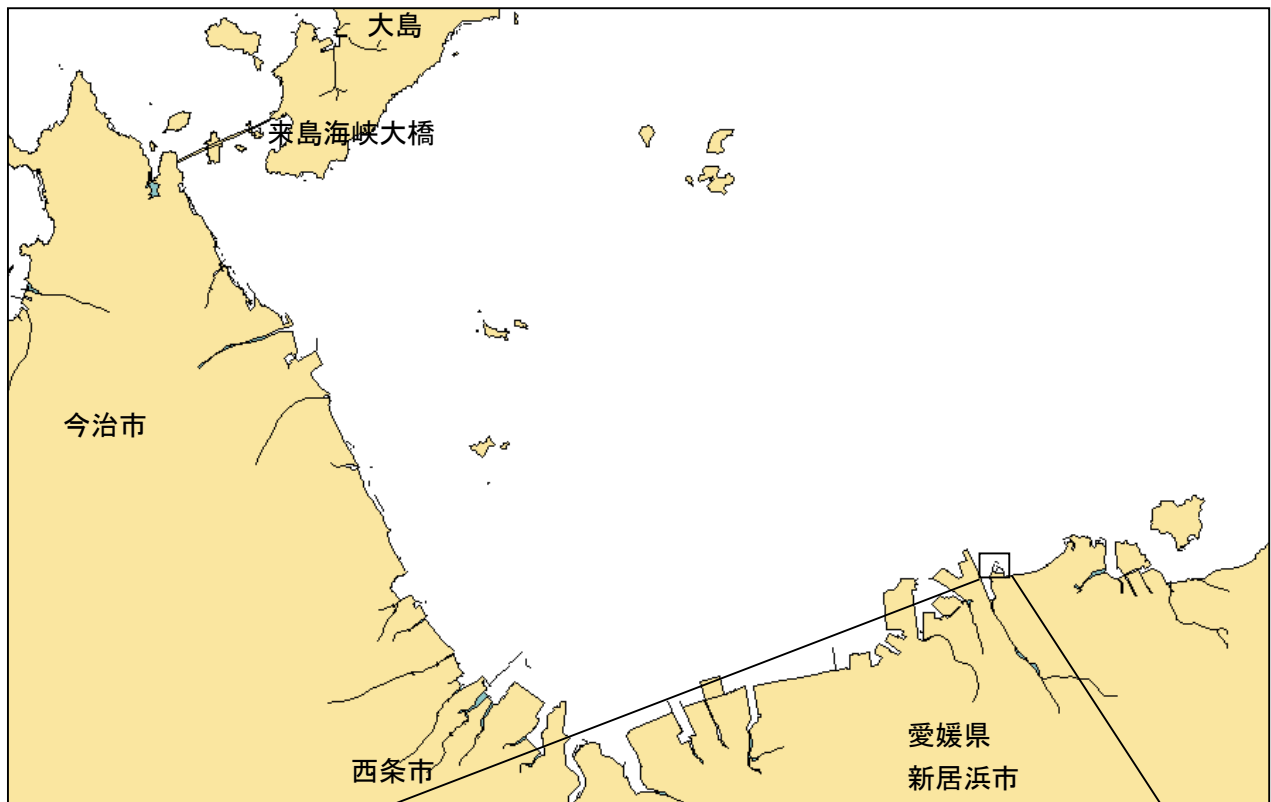


写真1 本船（左舷側）



写真2 船外機



写真3 航行時の操縦者の状況（再現）



写真4 航行時の同乗者の状況（再現）

